

## 資料 2

### 砂川市庁舎整備検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 市庁舎の整備に関し市民等の意見を聴くため、砂川市庁舎整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に報告する。

- (1) 市庁舎整備に関すること。
- (2) その他市庁舎整備等に関し必要と認めること。

#### (構成)

第3条 検討委員会は、委員 20 人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域活動団体関係者
- (2) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める事項が終了するまでとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、検討委員会を代表し、検討委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、総務部市長公室課において処理する。

#### (その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

## 附 則

- 1 この訓令は、平成 27 年 6 月 12 日から施行する。
- 2 この訓令による最初の検討委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。